日本の介護サービス(1/3)

■ 「施設サービス」に含まれる主なサービス内容としては、以下の通り。

医
療
(病
院

施設名称	概要	設置根拠
回復期病床	病院・診療所の病床のうち、 集中的なリハビリテーション を行うことで低下した能力を再び獲得する ためのもの(必ずしも高齢者向けサービスではない)	医療法
医療療養病床	病院・診療所の病床のうち、 <u>主として長期療養を必要とす</u> る患者を入院させる もの	医療法
介護療養病床	病院・診療所の病床のうち、 長期療養を必要とする要介護 者に対し、医学的管理の下における介護 、必要な医療等を 提供するもの(平成35年までの措置。介護医療院へ移行)	医療法 介護保険法
介護医療院	要介護者の 長期療養・生活施設	介護保険法
介護老人保健 施設	要介護者にリハビリ等を提供し、 在宅復帰を目指す施設	介護保険法
特別養護老人ホーム	要介護者のための 生活施設 (介護老人福祉施設とも呼ばれる)	老人福祉法
有料老人ホー ム・サ高住等	比較的自立度の高い人のための <u>生活施設</u>	介護保険法 民間企業運営

日本の介護サービス(2/3)

■「居宅サービス」に含まれる主なサービス内容としては、以下の通り。

分類	サービス名称	サービス内容	
訪問サービス	訪問介護	利用者の自宅に訪問し、買い物や掃除、食事や排せつの介助などを行う	
	訪問入浴介護	利用者の自宅に訪問し、移動式浴槽を用いて入浴などを行う	
	訪問看護	利用者の自宅に訪問し、医師の指示に基づく医療処置、医療機器の管理、床ずれ予防・処置などを行う	
	訪問リハビリテーション	利用者の自宅に訪問し、リハビリテーションの指導・支援などを行う	
通所サービ ス	通所介護	施設に通う利用者に、食事、入浴や排せつの介助、リハビリやレクリ	
	通所リハビリテーション	エーションなどを提供する	
短期入所サービス	短期入所生活介護	施設に利用者が短期間宿泊し、食事や排せつの介助、リハビリやレクリ エーションなどを提供する	
	短期入所療養介護		
	特定施設入居者生活介護	有料老人ホームやグループホームなどにおいて、食事や排せつの介護、リハビ リやレクリエーションなどを提供する	
	福祉用具貸与	車椅子や特殊ベッドなどの福祉用具をレンタルする	
その他サー ビス	特定福祉用具販売	腰掛便座、特殊尿器、入浴補助用具などの福祉用具を販売する	
	住宅改修費支給	手すりの取り付け・段差解消などの小規模な自宅改修を実施する	
	居宅療養管理指導	利用者の自宅に訪問して、療養上の管理・指導・助言などを行う	
	居宅介護支援	ケアプランを作成し、利用者と介護サービス事業者との調整を行う	

日本の介護サービス(3/3)

■ 「地域密着型サービス」に含まれる主なサービス内容としては、以下の通り。

分類	サービス名称	サービス内容
訪問・通所型サービス	小規模多機能型居宅介護	1つの拠点で訪問・通所・短期入所の全サービスを提供する
	夜間対応型訪問介護	夜間の定期的な訪問や緊急時の随時訪問による介護を行う
	定期巡回·随時対応型訪 問介護看護	日中・夜間を通じて1日複数回の定期訪問と緊急時の随時訪問による介 護と看護を一体で提供する
認知症対応型サービス	認知症対応型通所介護	施設に通ってきた認知症の利用者に、食事や排せつの介護、リハビリや レクリエーションなどを提供する
	認知症対応型共同生活介 護	グループホームにおいて、見守りや生活援助、リハビリやレクリエー ションなどを提供する
施設・特定施設型サービス	地域密着型特定施設入居 者生活介護	利用人数29人以下の、介護付き有料老人ホームやケアハウス、サービス付き高齢者向け住宅(「サ高住」)などにおいて、食事や入浴、見守りなどの生活支援や機能訓練を行う
	地域密着型介護老人福祉 施設入居者生活介護	利用人数29人以下の特別養護老人ホームにおいて、食事や入浴、排泄の介助。機能訓練や療養上の生活支援を行う